

平成28年6月から

定期報告制度が変わります！！

■ 建物所有者のみなさまへ

1. 定期報告の義務の対象が変わります！

- ◆ 建築物や昇降機等の調査・検査の状況を、定期的に特定行政庁（小樽市）に報告する義務があります。
- ◆ 平成28年6月以降、報告対象が変わりますので、小樽市のホームページをご覧ください。

《見直し概要》

(報告対象項目)	(報告対象)	
	(現在)	(改正(案))
イ. 建築物	特定行政庁(小樽市)が指定するもの	① 政令で定める重要な建築物 ② 上記以外の特定建築物のうち、特定行政庁が指定するもの
ロ. 建築設備等	特定行政庁(小樽市)が指定するもの	① 政令で定める重要な建築設備等 ② 上記以外の特定建築設備等のうち、特定行政庁が指定するもの
ハ. 準用工作物	特定行政庁(小樽市)が指定するもの	① 政令で定める重要な準用工作物 ② 上記以外の準用工作物のうち、特定行政庁が指定するもの

■ 資格者のみなさまへ

2. 調査・検査の資格制度が変わります！

- ◆ 定期調査・定期検査を行う場合、特殊建築物等調査資格者・昇降機検査資格者・建築設備検査資格者のみなさまは、原則、平成28年6月まで国土交通省に申請を行い、新たな『**資格証**』の交付が必要（*講習会の受講不要）
- ◆ 『**防火設備**』の検査資格者制度も合わせて新設（*講習会の受講必要）
- ◆ 一級建築士又は二級建築士は、資格証がなくても定期調査及び定期検査は可能

《見直し概要》

(現在)		(改正(案))	★資格者制度の法定化 (資格者証の交付)
○ 特殊建築物等調査資格者	⇒	◎ 建築物調査員	
○ 昇降機検査資格者	⇒	● 防火設備検査員 <新設>	
○ 建築設備検査資格者	⇒	◎ 昇降機検査員 ◎ 建築設備検査員	

【懲戒処分】
(新規創設)

- ・資格者証の返納
- ・返納命令の違反者に30万円以下の過料 など

新たな資格者証の交付申請手続きや、報告対象となる建築物等の詳細は、国土交通省のホームページをご確認ください。